

令和6年度株式会社民間資金等活用事業推進機構の  
業務の実績評価について

令和8年3月17日  
内閣府民間資金等活用事業推進室

(目次)

1. 背景
2. 令和6年度の業務の実績評価について
3. 具体的な評価
  - I. 支援決定等の実績について
  - II. 収入・支出予算の執行について
  - III. 支援基準との適合性について
  - IV. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況について
  - V. KPIの達成状況について
4. 総括

別紙 令和6年度における支援決定案件の概要

## 1. 背景

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み設立された。

具体的には、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的としている。同機構は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき、平成 25 年 10 月 7 日に設立された。

その後、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 4 年改定版）」において、今後、地域における PPP/PFI 事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められた。これを受け、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 100 号）により、機構の機能強化及び資産処分期限の延長等を行っている。

以上のような背景も踏まえて、法第 65 条第 1 項に基づき令和 6 年度の機構の業務の実績について評価を行う。

## 2. 令和 6 年度の業務の実績評価について

機構の業務の実績については、①支援決定等が行われているか、②内閣総理大臣が認可した収入・支出予算が適正に執行されているか、③内閣総理大臣が定めた「株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準」（平成 25 年内閣府告示第 232 号。以下「支援基準」という。）に沿って業務運営がされているか、の 3 点を基本として評価する。

また、官民ファンド共通の指針として策定された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）への対応状況、並びに同ガイドラインに基づき、機構が設定した中長期的な目標（KPI：目標時期及び数値目標）の達成状況についても評価の対象としている。

なお、評価に当たっては、具体的な案件の支援決定に向けて実施した業務だけでなく、組織体制や規程類の整備等も含めて、機構が令和 6 年度に実施した業務全般を確認し、評価を行うものとする。

### 3. 具体的な評価

#### I. 支援決定等の実績について

##### i. 支援決定等の実績

令和6年度末時点における機構の支援決定及び出融資実行等の実績は、表1に示すとおりである。

表1. 令和6年度末までの支援決定等の実績

	支援決定 事業数	出融資契約 締結事業数	出融資契約 締結金額	出融資実行 事業数	出融資実行 金額
平成25年度	1	1	0.01億円	1	0.01億円
平成26年度	4	2	0.55億円	1	0.05億円
平成27年度	10	4	280億円	3	234億円
平成28年度	7	8	35億円	6	66億円
平成29年度	6	8	175億円	7	11億円
平成30年度	6	10	149億円	14	165億円
令和元年度	6	8	419億円	14	132億円
令和2年度	12	9	238億円	11	326億円
令和3年度	2	5	81億円	11	85億円
令和4年度	4	2	1.7億円	11	69億円
令和5年度	3	6	33億円	11	56億円
令和6年度	3	4	4億円	9	29億円
累計(※)	62	61	1,418億円	55	1,172億円

※ 支援決定事業数、出融資契約締結事業数及び出融資実行事業数の累計においては、同一事業に係るものを複数年度にわたり計上する場合であっても1件として算出しているため、各年度の合計とは一致しない。

令和6年度に決定された支援案件は、浜松市斎場再整備事業、広尾病院及び広尾看護専門学校整備等事業、堤根余熱利用市民施設整備事業の計3件である(別紙参照)。

また、機構は、PFI事業推進のため、機構の出資者である地域金融機関等のネットワーク等を活用して、地方公共団体等に対して特定選定事業であるPFI事業を実施するよう働きかけるとともに、事業化に向けた伴走支援を行っている。

##### ii. 支援決定等の実績に関する評価

令和6年度に機構が民間事業者に対する支援を決定した実績は3件にとどまった。その要因としては、民間金融機関による対応を優先する民業補完の徹底や、融資関心表明書(LOI)発出により公募への応札を支援した企業連合(コンソーシアム)の不落札に加え、物価高騰に起因する入札不調や事業化の遅延の影響を受け、新規案件の組成が限定的となったことが挙げられる。

一方で、累計の支援決定件数は62件に達し、事業分野は7分野、公共施設等の所在地は30都道府県(1都1道2府26県)にわたっている。このように事業分野や公共施設等の所在地が多角化していることは、機構が進めている地方公共団体や民間事業者に対する事業化に向けた伴走支援から、資金の供給に至る機構の一貫した取り組みが、全国各地で着実に成果を結んでいる証左となっている。

## II. 収入・支出予算の執行について

機構は、法第 58 条第 1 項に基づき、毎事業年度の開始前に当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して認可を受け、また、法第 60 条に基づき、毎事業年度終了後 3 月以内に当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を提出することとされている。これに基づき、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算額と実績額を比較して評価を行う。

### i. 収入・支出予算の執行について

令和 6 年度認可予算と実績との差異について、主な要因は以下のとおりである。

収入予算においては、出融資の財源として政府保証債 500 億円、政府保証借入 300 億円を計上していたが、支援決定案件への出融資を自己資金で対応したため、政府保証債の発行及び政府保証借入の実績はなかった。

支出予算においては、貸付金 640 億円を計上していたが、想定していた案件への支援要請がなかったこと等により、貸付金の実績は約 29 億円にとどまった。

表 2. 主要な収入データ (単位：千円)

科目	収入予算額	収入額 (実績)
(款) 借入金	80,000,000	-
(項) 政府保証債発行	50,000,000	-
(項) 政府保証借入	30,000,000	-
(款) 事業収入	4,295,594	5,301,365
(款) その他収入	10	16,580
合計	84,295,604	5,317,945

表 3. 主要な支出データ (単位：千円)

科目	支出予算現額	支出額 (実績)
(項) 貸付金	64,000,000	2,888,133
(項) 出資金	16,000,000	-
(項) 事業諸費	1,088,947	45,365
(項) 一般管理費	1,310,799	895,639
合計	82,399,746	3,829,137

### ii. 収入・支出予算の執行に関する評価

令和 6 年度の機構の収入及び支出については、上記のとおり、認可予算と実際の収入・支出状況には一定の乖離が生じたものの、いずれも内閣総理大臣から認可された予算の額の範囲内であり、適正に管理・執行されていることが確認された。

一方、予算と実績に乖離が生じた要因としては、金利上昇局面において、過去のマイナス金利下で有利に調達済みの手元資金を優先的に活用したことに加え、案件形成の停滞により当初想定した資金需要が発生せず、新たな政府保証債の発行等を見送ったことが挙げられる。

### Ⅲ. 支援基準との適合性について

法第 53 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が定めた支援基準に即して機構の業務運営が適切に行われているかについて評価を行う。

#### i. 令和 6 年度に機構が支援決定を行った案件に関する適合性

支援基準においては、支援対象となる対象事業について、公共性・公益性、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用、並びに収益面における出融資等適合性に係る基準を満たすべきものとされている。

機構は令和 6 年度に 3 件の支援決定（別紙参照）を行ったが、当該案件に係る支援基準適合性は、支援決定時に適切に確認されている。

#### ii. 機構の業務運営に関する適合性

支援基準において、機構が特定選定事業等支援を行うに当たっては、次の（１）から（７）までのいずれの事項も満たすこととされている。

加えて、機構は、保有する株式等及び債権について、全体として長期収益性を確保しつつ、法第 56 条第 2 項に定める処分期限にとらわれず、譲渡その他の処分を適切に行えるものについては、処分の方策を検討することとされており、当該方策は今後、機構内で検討を進めることとしている。

（１）から（７）の各事項に係る対応状況は、以下のとおりである。

##### （１）出融資等業務全体としての長期収益性の確保

支援基準においては、特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めることとされている。

機構は、各種リスク分析により、資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断した案件について支援決定を行っている。また、支援決定した案件について適切に継続的なモニタリングを実施している。

##### （２）出融資等業務全体としての分散出融資等

支援基準においては、支援の対象事業が特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう、適切な出融資を行うことに努めることとされている。

令和 6 年度末時点における累計の支援決定件数は 62 件で、事業分野は 7 分野、公共施設等の所在地は 1 都 1 道 2 府 26 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されたポートフォリオとなっている。

##### （３）個別出融資等案件に関する規律の確保

支援基準においては、事業・収支計画の精査、支援開始後のモニタリング等を適切に実施し、規律ある出融資等を行うこととしている。

令和 6 年度に支援決定した案件について、機構では、投融資部において PFI 事業を実施する民間事業者の事業・収支計画や経営体制について審査し、財務管理部における審査を経て、民間資金等活用事業支援委員会で支援決定している。また、支援実行後には、投融資部において事業の進捗状況をモニタリングする体制を構築している。

##### （４）運用の透明性

支援基準においては、対象事業等についての対象事業者、民間金融機関等その他関係者との間における情報の適正な取扱いに留意しつつ、対象事業者に対する出融資等に関する

情報について十分な情報開示に努めるとともに、機構又は機構が行う出融資等の対象となる対象事業者に対して投融資する民間金融機関等に対する必要な説明を適時適切に行うことにより、その運用の透明性を確保することとされている。

機構は、定期的に出融資先の事業者の財務情報や経営方針等の企業情報のモニタリングを行っており、適正な情報開示及び説明に努めている。また、自社のホームページにおいて、支援決定した案件の事業名、事業概要、SPCの構成企業、支援手法（融資・出資の別）といった内容について公表し透明性の確保を図っているが、PFIの一層の推進や国民に対する説明責任の観点から、今後も掲載する情報の質、量ともに更なる充実を検討していくこととしている。

#### (5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

支援基準においては、対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関等の投融資を補完するとともに、類似の民間金融機関等の活動を不当に妨げることがないようにすることとされている。

機構は、こうした趣旨を踏まえて支援内容を決定しており、令和6年度末時点において、民間の出融資額は機構の出融資額の9.8倍となっている。

#### (6) 責任ある出融資等執行体制の整備

支援基準においては、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備するとともに、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築することとされている。機構は、設立以降、執行体制および内部管理体制の整備を進め、適切な運用に努めている。①支援検討プロセス、および②支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用の状況については、以下のとおりである。

##### ① 支援検討プロセス

機構は、出融資の金額にかかわらず、全ての個別案件について、以下の段階を経て、支援決定している（ただし、全ての個別案件が案件形成を支援する段階を経るわけではない）。

##### ➤ 案件形成を支援する段階

官民連携支援センターが地方公共団体等に対し、PPP/PFI事業の案件形成に向けた支援を行っている。具体的には、各自治体の実情に応じたPPP/PFIの制度・事例の紹介、PPP/PFI導入検討案件に関する相談対応、およびセミナーの開催等を実施している。

##### ➤ 投融資部において支援を検討する段階

基本構想・基本計画が公表されたPPP/PFI事業について、PFI手法採用及び実施方針公表までの間、民間事業者の関心事項の情報収集や過去事例との比較等を通じた課題整理を踏まえ、自治体への意見提出や面談等により案件成就に向けた条件変更等の働きかけを行う。

実施方針が公表されたPFI事業に関し、民間事業者から支援要請があった場合、投融資部において当該案件の支援可否を判断している。具体的には、機構の支援対象である特定選定事業等に該当し、かつ支援基準に適合していること等を確認した上で、事業の採算性等を精査し、支援の企画立案（出融資等稟議起案など）を行う。

##### ➤ 財務管理部において内部審査を実施する段階

投融資部門から独立した財務管理部が、企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性、及び機構の出融資条件・回収方法の妥当性等を客観的に審査する。

- 代表取締役社長により決裁を行う段階  
機構として、企画立案された支援案件を民間資金等活用事業支援委員会に付議することについて、社内の最終意思決定（決裁）が行われる。
- 支援委員会において支援決定する段階  
専門性及び独立性を具備する民間資金等活用事業支援委員会が、主務大臣及び公共施設等の所管大臣の意見を踏まえ、支援の対象とする事業者及び支援の内容について最終的に決定する。

## ② 支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用

- 利益相反管理体制の徹底  
機構は、利益相反管理規程を定め、利益相反取引情報の収集及び定期的な取締役会への報告を行う体制を整備している。利益相反管理については、職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会において取組状況を確認し、同委員長から取締役会に報告する運用としている。  
民間資金等活用事業支援委員会においては、当該案件に対する特別利害関係の有無について、各委員に事前確認を徹底している。  
なお、令和6年度において経営に重大な影響を与える事案、又は取引先や機構等の利益が著しく阻害される利益相反に関する事案として取締役会に報告された事例はなかった。
- 情報隔壁の構築  
機構は、地方公共団体又は民間事業者候補と秘密保持契約を締結した場合には、社内システムにおけるアクセス制限措置を含め、発注者に助言する部署と民間事業者に資金供給する部署を分離し、相互の情報の遮断を図るため、電子媒体・メール・書類等の情報を隔離している。  
また、情報管理に係る社内研修を機構の職員全員に対して実施するとともに、職員の出向元と締結している協定書においても機密保持について定めており、情報隔離の徹底を図っている。

## (7) 東日本大震災からの復興への配慮

支援基準においては、特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮することとされている。

機構は、宮城県女川町の水産加工団地排水処理施設をPFI事業として整備・運営する事業者に対し、平成25年度（出資）及び平成26年度（融資）に支援決定を行った。また、仙台空港において公共施設等運営権を活用して運営を行う事業者に対し、平成28年度に支援決定を行っている。

## iii. 支援基準との適合性に関する評価

令和6年度に行われた支援決定については、いずれも支援基準に適合しており妥当であると認められる。また、機構の業務実績を支援基準の各項目に照らした結果、特段の問題は認められなかった。

今後とも、引き続き支援基準を遵守して適切な案件選定を行うとともに、支援実施後のモニタリングやポートフォリオマネジメント等を適切に実施することが期待される。

#### IV. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況について

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に準拠して機構が業務を適切に実施しているかについて評価を行う。

##### i. 運営全般（政策目的、民業補完等）

ガイドラインの項目	機構の対応状況
<p>① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。</p>	<p>法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準等に則して、支援業務を適切に実施している。</p> <p>また、支援基準において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」とされており、これに基づき、民業圧迫とならないよう、民間金融機関等の投融資を補完する役割に徹した業務運営を行っている。なお、PFI 事業への特化により他の官民ファンドとの重複を回避し、効率的な運営を図っている。</p>
<p>② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。</p>	<p>支援基準において「特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めること」とされており、これに基づき収益性の確保に努めている。</p>
<p>③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。</p>	<p>特定選定事業等を実施する者への支援を適切に行うため、以下のとおり、必要十分な資金供給等の実施に向けた適切な組織構成となっている。</p> <p>（投資態勢） 投融資部が、PFI 事業を実施する地方公共団体や民間事業者からの相談に対応し、投資案件を立案する。その後、財務管理部による独立した審査を経て、民間資金等活用事業支援委員会において支援決定を行う態勢を構築している。</p> <p>（窓口体制等） 地方公共団体や民間事業者等からの相談に対し、事業の進捗および内容等に応じて、官民連携支援センター又は投融資部が適時に対応する体制を整えている。具体的には、PFI 事業の導入を検討する自治体や参入を検討する民間事業者に対し、実務のノウハウの提供やプロジェクト形成支援を実施している。</p> <p>なお、令和2年1月に、地域再生法（平成17年法律第24号）が改正されたことを受け、地方公共団体の求めに応じて、認定地域再生計画に規定された民間資金等活用公共施設等整備事業へのコンサルティングを実施できることとして</p>

	おり、利用料金徴収の有無にかかわらず広範な支援を可能としている。
--	----------------------------------

ガイドラインの項目	機構の対応状況
	<p>(人材育成機能)</p> <p>地域金融機関等からの出向者の受け入れや、同機関等の職員を対象とした「PFI 実務 WEB 講座」等の研修プログラムの提供を通じ、地域人材の育成を積極的に推進している。</p>
④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。	<p>機構自らが、民間によるリスクマネー供給を補完するという役割を適切に認識している。その認識の下、機構のウェブサイトにおいて、支援基準を公開するとともに、機構の設立趣旨や支援方法等の情報を発信することで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担の周知を図っている。</p> <p>また、地方公共団体への往訪や民間事業者等との意見交換を通じて、機構の設立趣旨や支援方法等について丁寧な説明を行うことで、自組織の役割についての理解の促進に努めている。</p>
⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。	<p>「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議」の決定を踏まえ、中長期的な指標である KPI を定め、業績を評価している。また、その進捗状況を同閣僚会議において報告している。</p>
⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。	<p>支援基準において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」と規定しており、民業圧迫とならないよう、民間金融機関又は事業者の要請に基づいて支援決定を行うなど、民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完する役割に徹している。</p>
⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。	<p>機構の時限性を踏まえ、将来的に民間で PFI 事業を牽引できる人材を育成・輩出することを組織の重要な目的として共有している。この方針の下、限られた期間内で PFI 事業の普及の呼び水となるよう、人材育成に関係する KPI を定め、民間金融機関等からの出向者の受け入れなどを通じて、実務を通じた人材育成を積極的に行っている。</p> <p>また、地方公共団体や地域金融機関等の職員が参加するセミナーにおいて、令和 6 年度に 12 回講演を実施した。さらに、地域金融機関等の職員を対象とした「PFI 実務 WEB 講座」を 2 回実施した。今後も PFI 事業のファイナンスを担う地域金融機関等の職員に対し、将来的な自立化を見据えた人材育成の取組を継続していくこととしている。</p>

<p>⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。</p>	<p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議及び同幹事会に対し、正確かつ透明性を確保した形で定期的な報告を行っている。</p>
---	---

ii. 投資の態勢及び決定過程

(1) 投資の態勢

ガイドラインの項目	機構の対応状況
<p>① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。</p>	<p>プロジェクトファイナンスの知識・能力を備えた金融機関出身者等の職員を配置して案件発掘を行うとともに、具体的な案件のデューディリジェンスを行う態勢を整えている。</p>
<p>② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。</p>	<p>支援決定のプロセスは「3. III ii (6) ①」に記載のとおりであり、当該プロセスに従い、支援決定がなされている。</p>
<p>③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。</p>	<p>全取締役の過半数を占める社外取締役及び社外監査役が、中立的な立場から常勤取締役を含む執行部を監視・牽制する仕組みを導入している。</p>
<p>④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか（大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等）。</p>	<p>投資に係る決定を行うにあたっては、まず投融资部門から独立した財務管理部が、投融资部において企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性、出融資条件及び回収方法の妥当性等を審査している。</p> <p>財務管理部の審査を経た案件に関しては、法第46条第1項第1号に定めるところにより、取締役会から独立した機関である民間資金等活用事業支援委員会において支援決定を行うこととしている。同支援委員会については、監査役の出席を求めることとしている。</p> <p>さらに、支援決定前には、内閣総理大臣及び公共施設等の所管大臣に対する意見照会（法第54条第2項及び第4項）を行うこととしており、上記のプロセスにより投資に係る決定における監視・牽制が機能している。</p>
<p>⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か（給与・賞与レベル、成功報酬、競業避止義務等の退職に関する制限の有無等）。</p>	<p>類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、職員の給与水準を設定するとともに、業績連動賞与を設けること等としている。</p>
<p>⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。</p>	<p>機構は、出資している他ファンドに対して、随時、組合の財産状況及び業務執行状況につき質問することができ、また、組合員集会において、組合の運営及び財産の運用状況につき意見を述べるができることとされている。具体的には、事業年度経過後に無限責任組合員より送付される財務諸表の確認等を実施し、当該ファンドの財産状況の把握を行っている。</p>

## (2) 投資方針

ガイドラインの項目	機構の対応状況
<p>① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか（業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等））。</p>	<p>政策目的に沿って業務が実施されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、「出融資等方針」を策定し、これに基づき個別の支援案件が投資方針に合致しているかの確認を実施している。</p>
<p>② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価</li> <li>・ 民間資金の呼び水機能</li> <li>・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等）</li> <li>・ 投資先企業等の経営管理（ガバナンス）態勢や各種のリスク管理（法令遵守等）態勢</li> <li>・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR等）、EXIT実現可能性の確認</li> <li>・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等）</li> <li>・ 各ファンドの政策目的を踏まえた ESG（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス））投資と SDGs（Sustainable Development Goals）への取組の推進</li> </ul>	<p>投資に当たっては、あらかじめ設定された支援基準等を遵守している。</p> <p>また、支援決定前の内閣総理大臣及び公共施設等の所管大臣に対する意見照会に際しても、定性・定量の両面から投資の妥当性について説明を行っている。</p> <p>さらに、支援委員会においても、定性・定量の両面から投資の妥当性について検討を行った上で、支援決定を行っている。</p>

## (3) 投資決定の過程

ガイドラインの項目	機構の対応状況
<p>① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。</p>	<p>法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準等に則して、支援業務を実施することとしている。</p> <p>また、個別案件の審査に関しては、投融資部門から独立した財務管理部が、投融資部において企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性、出融資条件及び回収方法の妥当性等を審査している。</p> <p>財務管理部の審査を経た案件に関しては、取締役会から独立した中立的な機関である民間資金等活用事業支援委員会において、支援の可否等を決定している。</p>
<p>② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD 実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等</p>	<p>支援決定を行う支援委員会において、令和6年度に付議された案件数は3件であり、当該3件について適切に支援決定がなされている。</p>

からみて、適切に行われているといえるか。	
----------------------	--

(4) 経営支援（ハンズオン）

ガイドラインの項目	機構の対応状況
① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。	原則として、投資等に伴う経営支援（ハンズオン）は行わないこととしている。

(5) 投資実績の評価及び開示

ガイドラインの項目	機構の対応状況
① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する</li> <li>・投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する</li> <li>・EXITの方法、時期は個別案件ごとに取り決め、円滑な退出を確保する</li> </ul>	個別案件のモニタリングについては、投融資部の担当者が実施し、投融資先であるSPCの財務状況や事業の見通し等について、適宜把握している。また、各案件のモニタリング状況を財務管理部で集約し、年2回、取締役会にて報告を行っている。 上記により、投融資先の返済能力に疑義が生じた際等に、組織として迅速かつ適切な対応が可能となるよう、モニタリング体制を構築している。
② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。	出融資については、決算時に企業会計基準等に基づき時価評価を行っている。また、当該内部評価の適正性を担保するため、監査法人による外部監査を受けている。
③ 政策目的との関係で効果的な運用となっているか。その運用状況を適時適切に評価、検証できるよう、個別案件及びファンド全体において、次の点を踏まえたKPI（Key Performance Indicators）を設定、公表しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策性と収益性を適切に評価、検証できる指標にする</li> <li>・ファンド間で達成状況の比較検証が可能な指標にする</li> <li>・ファンドの設置期限の到来前であっても、その運用状況を適切に評価、検証できる指標にする</li> <li>・各ファンドの政策目的を踏まえ、運用状況を評価、検証するために必要な指標に限定する</li> </ul>	個別案件及び機構全体について適切なKPIを設定し、業績の評価を実施している。 KPIの達成状況については、「V. KPIの達成状況について」において、評価・検証結果の開示を行っている。
④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。	個別案件のモニタリングについては、投融資部の担当者が実施しており、投融資先であるSPCの財務状況や事業の見通し等について、財務諸表等の定量的なデータを活用し、数値に基づき適宜把握している。 また、KPIの達成状況において定量的な指標を活用しており、数値に基づく評価・検証結果の開示を行っている。

(6) 投資の運用方針の見直し

ガイドラインの項目	機構の対応状況
① 投資の運用実績の評価に基づき、運営方針の変更等が適切に行われているか（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PL やBS 等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とそれの場合の対応などが適切に行われているか）。	個別案件について、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施しており、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資を継続して行っている。

iii. ポートフォリオマネジメント

ガイドラインの項目	機構の対応状況
① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントは適切に行われているか。また、ポートフォリオマネジメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。	支援対象案件が、特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう分散出融資に努め、全体のポートフォリオを適切に構築・管理している。 令和6年度末時点における累計の支援決定件数は62件であるが、事業分野は7分野、公共施設等の所在地は30都道府県（1都1道2府26県）にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されている。 また、財務管理部、経営会議及び取締役会において、事業の内容・全体像について議論し、ポートフォリオ全体のリスク状況の確認を行っている。
② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。	個別案件について、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施しており、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資を継続して行っている。また、運用実績の評価・改善に向けた態勢として、まず投融資部が投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等を把握した上で、投融資部から独立した財務管理部が各案件のモニタリング状況を分析・評価し、年2回、取締役会にて報告を行っている。これにより、客観的なモニタリング及び評価を実施するための態勢が適切に整備されている。

iv. 民間出資者の役割

ガイドラインの項目	機構の対応状況
① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。	民間出資者に対して、機構に対する出資に加え、PFI事業の普及への協力を求めている。具体的には、出資者である地域金融機関等のネットワークを活用し、地方公共団体を訪問や働きかけを通じた案件形成を促進する役割を明確化している。
② 各ファンドの投資案件に対する民間	機構の事業の状況について、株主総会を通じた説明や意見聴取を行うことにより、民間出資

<p>出資者のインセンティブや動機は確認されているか。</p>	<p>者のニーズや動機の把握に努めている。これらを通じて、民間出資者である地域金融機関等が、リスクマネーの供給やPFI事業に関するノウハウの提供を期待していることを確認している。</p>
<p>③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。</p>	<p>民間からの出資は、国からの出資条件と同等の普通株式となっており、特別な利益供与やサイドレター等は存在せず、適切な条件となっている。</p>
<p>④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。</li> <li>・投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。</li> </ul>	<p>支援決定時における支援内容（事業名、事業概要、SPCの構成企業等）については、適時、自社ホームページにおいて公表している。</p> <p>支援実行後においても、株主総会を通じて各案件の支援状況等を民間出資者に対して適切に報告しており、説明責任を果たしている。</p>

v. 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

ガイドラインの項目	機構の対応状況
<p>① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。</p>	<p>国から5名の職員を出向者として受け入れ、政策目的との合致や達成状況等について、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築している。</p>
<p>② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行うほか、ファンド全体の経営状況に関する情報を定期的に開示するなど、国民に対しての説明責任を果たしているか。特に、政府出資等に重要な影響を与え得る損失が生じる場合にも、情報の秘匿性に留意しつつ、適時適切に情報開示を行っているか。</p>	<p>支援決定時に、機構ウェブサイトにおいて、支援内容（事業名、事業概要、SPCの構成企業等）を公表している。</p> <p>投資実行後は、定期的に出融資先の事業者の財務情報や経営方針等の企業情報のモニタリングを行っており、事業報告書等において適正な情報開示及び説明に努めている。</p> <p>また、決算を通じてファンド全体の経営状況を定期的に開示しており、適切に説明責任を果たしている。</p>
<p>③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは</p>	<p>支援決定の判断にあたって、内閣総理大臣及び公共施設等の所管大臣に対する意見照会を行う際に、定性・定量の両面から投資の妥当性についての説明を行っている。</p>

<p>次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等</li> <li>・投資実行後おける、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等</li> </ul>	<p>また、投資実行後の個別案件のモニタリングについては、まず投融資部が投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき確認した上で、各案件のモニタリング状況を独立した財務管理部で分析評価し、年2回、取締役会にて報告を行っており、これらの状況について監督官庁等へ適時適切に報告している。</p>
<p>④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由についての事前の説明も含め適切に報告しているか。</p>	<p>機構は民間事業者との間で、支援要請時等に守秘義務契約を締結しており、民間事業者の正当な利益を保護する観点から一定の守秘義務を負っている。当該義務により報告が制限される範囲及びその理由については、監督官庁等に対して事前に包括的に、必要に応じて都度説明している。</p>

vi. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況に関する評価

令和6年度の機構の業務実績について官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして適切に運営されており、特段の問題は認められなかった。今後とも、同ガイドラインを遵守し、健全な管理運営体制を維持しつつ、着実に支援実績を積み上げていくことが期待される。

## V. KPI の達成状況について

機構は、法第31条（機構の目的）を達成するため、同条の趣旨に基づき、「1-1 機構による関与の結果、PFI事業に参加した企業の数」、「1-2 投資人材の育成」、「1-3 呼び水効果」及び「2 累積損益」という4つの指標についてKPIを設定している。本節では、これらのKPIに対して、令和6年度末時点における達成状況を示し、評価を行う。

### i. KPI 1-1 機構による関与の結果、PFI事業に参加した企業の数

	令和6年度末実績	令和7年度計画	令和10年度計画	令和13年度計画	令和14年度計画
社	282	350	450	450	450

### ii. KPI 1-2 投資人材の育成

以下A、Bの値の合計を指標とする。

- A 機構に1年以上在籍した投資従事者の数
- B 投資業務の経験が浅い者を受け入れた数

	令和6年度末実績	令和7年度計画	令和10年度計画	令和13年度計画	令和14年度計画
人	93	91	99	99	99

### iii. KPI 1-3 呼び水（「ファンドの実出融資額」に対する「誘発された民間企業等からの出融資額」の比率）

	令和6年度末実績	令和7年度計画	令和10年度計画	令和13年度計画	令和14年度計画
倍	9.8	7.0	6.3	6.3	6.3
うち出資分	42.1	47.0	46.1	46.1	46.1

### iv. KPI 2 累積損益

	令和6年度末実績	令和7年度計画	令和10年度計画	令和13年度計画	令和14年度計画
金額（億円）	56	51	88	125	137

### v. KPI の達成状況に関する評価

これら4つのKPIについて達成状況を評価した結果、令和6年度末時点で、「KPI 1-1（機構の関与によりPFI事業に参加した企業の数）」を除く3つの指標（KPI 1-2、KPI 1-3（全体）及びKPI 2）については、順調に推移しているものと認められた。

一方で、「KPI 1-1」については、令和6年度末時点の想定値（300社）を下回る結果となった。その要因としては、前述の物価高騰に起因する入札不調や事業化の遅延等の影響を受け、近年の支援決定件数が伸び悩んだ結果、新規の事業参加企業数の積み上げが鈍化したことが挙げられる。

## 4. 総括

令和6年度の業務運営については、「支援基準との適合性（Ⅲ）」や「官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応（Ⅳ）」に基づき、ガバナンス面では適切な運営がなされた一方、物価高騰の影響等を受け、事業執行のパフォーマンス面（「支援決定等の実績（Ⅰ）」、「収入・支出予算の執行（Ⅱ）」、「KPIの達成状況（Ⅴ）」）では、課題を残す結果となった。

令和6年度評価において確認された支援決定件数の伸び悩み等の課題を真摯に受け止め、その要因となった物価高騰への対応に加え、金利上昇等の市場環境の変化や社会ニーズを的確に捉えた戦略的な運営が不可欠である。

足下の情勢は、物価高騰や金利上昇により、民間金融機関だけではリスク許容が困難な案件が表面化するなど、PFI市場の不確実性が増している。一方で、インフラ老朽化対策の加速は喫緊の課題であり、ノウハウ不足等の課題に直面する地方公共団体や地域金融機関等において、機構による支援の重要性は高まっている。

機構においては、こうした情勢の変化を実績向上の契機と捉え、次年度以降、以下の4項目を重点課題として着実に推進することが期待される。

### （1）市場環境の変化・老朽化対策に適応した民間金融の補完

物価高騰による必要融資額の増大に加え、金利上昇局面における「長期にわたる資金固定への懸念」や「他の運用対象と比較した相対的な低収益性」といった要因から、民間金融機関のみではリスク許容が困難な領域が拡大している。機構はこうした分野へ民間金融機関と協調して積極的に出融資を行い、案件推進に不可欠な場合には、公平性と財務健全性を担保しつつ、機構の強みである「長期・固定・低利」融資を戦略的に活用することで、民間資金の「呼び水」としての機能を最大限に発揮し、停滞する事業化プロセスを下支えする。

また、地域のインフラ老朽化対策を加速させるため、従来の空港やアリーナ等の大規模案件への支援に加え、地元企業が主役となる「ローカルPFI」等にも、機動的かつ重点的に取り組む。

### （2）老朽化対策を軸とした伴走支援の推進

「官民連携支援センター」を通じ、地方公共団体が直面する専門ノウハウや民間事業者の不足、物価高騰への対応といった個別課題に対し、各団体の実情に即したきめ細やかな伴走支援を徹底する。あわせて、老朽化が進む地域インフラの再生に向けて、地域の担い手不足を補い事業規模を確保する「分野横断型・広域型」等の普及・浸透に注力し、PFI事業の裾野拡大を図る。

なかでも重点分野である「ウォーターPPP」については、先行事例の検討プロセスや課題を、他地域でも活用可能な「実務的知見」として体系的に集約・共有する。これにより、自治体側の心理的・実務的ハードルを解消し、各地域における事業化が着実に進展する環境を整備する。

### （3）連携協定・ファンド出資等を最大限に活用したソーシングの強化

地方公共団体・地域金融機関との連携協定によるネットワークを最大限に活用し、受動的な相談待ちに留まらない「能動的な案件発掘（ソーシング）」を強化する。あわせて、民間インフラファンドへの出資を通じて民間事業者の知見や情報を活用し、潜在的な案件を早期に捕捉するとともに、事業の最上流（構想・計画段階）からの関与を深めることで、着実な案件支援へとつなげる。

### （4）地域金融機関・地元民間事業者へのノウハウ移転

連携協定や地域プラットフォームを基軸とした人材交流および実務研修を通じ、地域金融機関の案件形成および審査・融資能力の向上と、地元民間事業者のPFI実務の習得を一体的に支援することで参入障壁を低減し、民間主導の具体的な案件形成を促すことで、将来的な機構の支援決定につながるパイプライン（支援候補案件群）を構築する。

これにより、機構による支援が役割を終えた後においても、地元民間事業者の提案を地域金融機関が支える「地域自律型の推進体制」を整備し、地域インフラを支え続ける持続可能な経済基盤の底上げを図る。

## 令和6年度における支援決定案件の概要

## (1) 浜松市斎場再整備事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	株式会社はまゆうの杜（代表企業：西松建設株式会社）
② 支援決定日	令和6年7月9日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、浜松斎場の建替えと雄踏(ゆうとう)斎場の施設増設・改修という2つの再整備を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して一体的な事業とすることで、効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図るものである。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、浜松市内の将来の火葬需要に対応した火葬場の施設数及び規模の適正化を図る事業として、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、設計・建設から運営までを一括して民間事業者に委ねることで、民間事業者が有する資金、専門性やノウハウを最大限に活用する。これにより、VFM約2.0%（特定事業選定時）のコスト削減効果が見込まれ、公共施設等の効率的・効果的な整備・運営が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、浜松市から支払われるサービス購入料を主な収入としており、事業期間を通じて安定的なキャッシュフローが確保されている。また、適切にリスク分担により、事業に伴う各種リスクは十分に低減されている。これらの事業スキームにより、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。

## (2) 広尾病院及び広尾看護専門学校整備等事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	広尾パートナーズ株式会社（代表企業：戸田建設株式会社）
② 支援決定日	令和6年7月9日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、施設老朽化等の課題を解決し、地域医療への貢献や災害時における医療の中核を担っていくため、現在の診療規模・機能を維持しつつ、既存建物等を解体しながら段階的な建替えを進め、新病院を整備するものである。また、隣接する広尾看護専門学校についても広尾病院と一体的に整備する。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、災害医療機能の強化や地域医療への貢献等を目的として行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、建設から運営までを一括して民間事業者に委ねることで、民間事業者が有する資金、専門性やノウハウを最大限に活用する。これにより、VFM約2.2%（特定事業選定時）のコスト削減効果が見込まれ、公共施設等の効率的・効果的な整備・運営が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、都立病院機構および東京都から支払われるサービス購入料を主な収入としており、事業期間を通じて安定的なキャッシュフローが確

	保されている。また、適切なリスク分担により、事業に伴う各種リスクは十分に低減されている。これらの事業スキームにより、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
--	--

(3) 堤根余熱利用市民施設整備事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	オールフラッツつみね株式会社（代表企業：ユニ・アジアキャピタルジャパン株式会社）
② 支援決定日	令和7年3月12日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、昭和57年の運用開始から築40年以上が経過し老朽化が進んでいる堤根余熱利用市民施設（隣接するごみ処理施設から供給される余熱を利用した温水プール等の市民施設）について、施設整備、開業準備、運営及び維持管理を一括して行うものである。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、市民の健康増進や体力向上、生きがいを感じられる地域の交流拠点としての施設を整備するものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、建設から運営までを一括して民間事業者に委ねることで、民間事業者が有する資金、専門性やノウハウを最大限に活用する。これにより、VFM4.09%（特定事業選定時）のコスト削減効果が見込まれ、公共施設等の効率的・効果的な整備・運営が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、川崎市から支払われるサービス購入料を主な収入としており、事業期間を通じて安定的なキャッシュフローが確保されている。また、適切なリスク分担により、事業に伴う各種リスクは十分に低減されている。これらの事業スキームにより、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。